経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削り、「出資者等」を「譲渡法人等」に改める。

附　則

この命令は、平成二十五年四月一日から施行する。

内閣府・財務省・経済産業省令

○内閣府・厚生労働省令第三号

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第二項の規定を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百二条第一項各号列記以外の部分中「当該法人等」を「他の法人等」に改め、同項第二号中「他の法人等であつて」を「法人等であつて」に改め、同号ロ中「できる者」を「できるもの」に改め、同項第三号中「当該他の法人等」を「当該法人等」に改め、同条第三項中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削り、「譲渡した法人等」の下に「（以下この項において「譲渡法人等」という。）」を加え、「令第五条の二第一項第一号に規定する金庫」を「譲渡法人等」に改める。

附　則

この命令は、平成二十五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

○内閣・農林水産省令第三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の三第三号及び農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の十一第三項、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第二項並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第二項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削り、「出資者等」を「譲渡法人等」に改める。

第二十五条第三項中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削る。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第二条　次に掲げる命令の規定中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削り、「出資者等」を「譲渡法人等」に改める。

一　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第二号）第七条の二第三項

二　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣・農林水産省令第十六号）第七十八条第三項

附　則

この命令は、平成二十五年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第二十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の三第二項、第二十一条の九第一項及び第二十一条の十六の三第一項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十一条第三項、第十二条第二項、第二十九条第二項、第三十三条及び別表第一(六)項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

消防法施行規則の一部を改正する省令

第五条中第三項を第八項とし、第二項の次に次の五項を加える。

3　令別表第一(六)項ロ(1)の総務省令で定める区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第三号から第五号までに掲げる区分とする。

4　令別表第一(六)項ロ(1)の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　令別表第一(六)項ロ(1)に規定する避難が困難な要介護者（次号において「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）

二　避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）

5　令別表第一(六)項ロ(5)の総務省令で定める区分は、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第二条第四号から第六号までに掲げる区分とする。

6　令別表第一(六)項ハ(1)の総務省令で定めるものは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イ及びロ(1)に掲げるものを除く。）とする。

7　令別表第一(六)項ハ(3)の総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項ロに掲げるものを除く。）とする。

第六条第一項中「第五条第三項第二号」を「第五条第八項第二号」に、「第五条第三項第一号」を「第五条第八項第一号」に改める。

第十条中「第五条第三項第二号」を「第五条第八項第二号」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（一人で操作することができる屋内消火栓設備の基準）

第十一条の二　令第十一条第三項第二号イ(3)及びロ(3)の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第五号に規定する消防用保形ホースであること。

二　延長及び格納の操作が容易にできるものとして消防庁長官が定める基準に適合するように収納されていること。

第十二条第一項中「第十一条第三項第二号イからホまで」を「第十一条第三項第二号イ又はロ」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　屋内消火栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとすること。

第十二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具は、消防庁長官が定める基準に適合するものとすること。